

堺市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

総務局

(行政部、人事部)

第3 監査の対象期間

令和5年度(令和5年4月1日～令和5年10月31日)

ただし、必要に応じて令和4年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和6年3月26日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 行政部 法制文書課

(1) 文書管理システムについて

文書管理システムの運用管理に係る事務について調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 行政部 総務サービス課

(1) 職員情報システムについて

職員情報システムの運用管理に係る事務について調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 局共通項目

(1) 公有財産(土地・建物)の管理について

公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 使用料等の徴収

堺市行政財産の目的外使用に関する条例では、行政財産の目的外使用許可を受けた者は、市が指定する期日(以下「納期限」という。)までに使用料を納付しなければならないとされている。また、堺市債権の管理に関する条例施行規則では、納期限までに納付がない場合、市は納期限経過後 30 日以内に原則として書面により期限を指定して督促しなければならないとされている。

しかし、本庁舎に通信設備を設置するために行っている行政財産の目的外使用許可において、納期限である令和 5 年 3 月 31 日までに使用料が納付されていなかったにもかかわらず、同年 6 月 22 日まで書面による督促を行っていなかった。

さらに、堺市行政財産の目的外使用に関する条例では、使用料の納付についての督促を行った場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ延滞金を徴収するものとされているが、これを徴収していなかった。

(行政部 総務課)

イ 貸付料等の請求

貸付料等の請求について、以下のものがあつた。

(ア) 本庁舎において、飲料自動販売機設置のための公有財産賃貸借契約を令和 5 年 4 月 1 日に締結している。本来、契約締結後に貸付料の請求を行うべきところ、契約締結前である同年 3 月 31 日を納期限とする納入通知書を相手方に送付していた。

(イ) 本庁舎において、飲料自動販売機設置のための公有財産賃貸借契約を締結している。契約書では、借入人は、貸付料を市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに納入しなければならないとされているが、納入通知書に納期限の記載がなかった。

また、堺市財産規則では、原則、貸付開始日までに貸付料を納付させることとされているにもかかわらず、貸付開始以降の日に納付されていた。このことについて、納期限を貸付開始以降の日とする旨を口頭で相手方に伝えたとのことだが、その旨の意思決定を書面で行っていなかった。

(ウ) 本庁舎において、広告掲載用ディスプレイを設置するための行政財産の目的外使用許可を行っており、市は当該許可を受けた者(以下「設

置者」という。)との間で堺市役所本庁舎屋内広告掲載業務に関する覚書を締結している。

覚書では、設置者は、設置場所が有する広告効果の対価として、広告掲載料を市が発行する納入通知書により業務を開始する日までに全額納付することとされており、納期限内に納付されない場合は遅延利息が発生するとされている。市では、当初、納期限を業務開始前の日を設定し納入通知を行っていたにもかかわらず、納期限内に納付されていなかった。このことについて、納期限を業務開始以降の日に延長する旨を口頭で相手方に伝えたとのことだが、その旨の意思決定を書面で行っていなかった。

(以上 行政部 総務課)

[行政財産の目的外使用許可について(意見)]

本庁舎において、1つの事務室を2者に対して行政財産の目的外使用許可を行っているものがある。それぞれの申請では、各々の使用面積が記載されているものの、使用面積の算出根拠が示されないまま、申請のあった面積で許可を行っていた。なお、この2者のうち、1者は目的外使用料が全額免除されているため、両者の面積比率により事務室全体の使用料が増減することとなる。

目的外使用許可を行うに当たっては、財産管理上、使用目的・面積と使用許可の内容との間に齟齬がないかの確認が求められるものであるため、許可した内容を明確にできるよう適切に審査されたい。

(行政部 総務課)

(2) 役務費(手数料)について

役務費(手数料)に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 契約金額の決定

令和5年度堺市職員の子宮がん検診に関する業務において、契約単価を決定するための一般競争入札を実施している。入札説明書には「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額をもって落札金額とする」と記載されているが、1円未満の端数処理についての定めはなかった。

入札で契約金額を決定する場合、1円未満の端数処理について特段の定めがないときは、端数処理を行わずに落札金額を契約金額としなければならないが、1円未満の端数を切り捨てた金額を契約単価としていた。

(3) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり意見を付す。

[部分完了金の支払いについて (意見)]

次期職員情報システム開発業務において、履行期間を約2年1か月間とした複数年契約を令和5年2月28日に締結し、支払方法を令和4年度、令和5年度、令和6年度の各年度部分完了払(計3回)としている。

本契約は業務完了の対価として契約代金を支払う請負契約であり、部分完了払のように業務完了前に契約代金の一部を対価として支払う場合は、成果の可分給付を受けることにより、本市が対価相当分の利益を得ている必要がある。

一方、業務完了の対価としてではなく、業務の準備行為等に対して支払う場合は、地方自治法施行令第163条の規定に基づく前金払となり、万一契約解除等により開発業務が頓挫したとしても支払済の前払金の返還請求は可能である。

しかし、本契約における部分完了払は、通常の完了払と同様に完了検査を経て、契約代金の一部を支払う方法であるため、契約解除等の状況になった場合、支払済の部分完了金の返還請求は原則できないものと考えられる。

このように、部分完了払には一定のリスクが内在しているため、適切かつ慎重な検査が求められるにもかかわらず、令和4年度の実行に際し、本市が利益を得ているとは言い難い業務の準備行為を成果に含めて完了検査を行い、約1か月間の履行に対し、契約金額7億2,600万円の33%に当たる2億3,958万円を部分完了金として支払っていた。

業務の準備行為等に対して支払うのであれば、契約上、前金払である旨を明確にした上で支払うべきであり、また、本件のように契約時に部分完了金額を確定させて支払う場合は、部分完了金が業務完了の対価であることを念頭に置き適正な金額を設定されたい。

(行政部 総務サービス課)

(4) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 長期継続契約の事務手続

市では、総務サービス課執務室及び総務事務センター事務室として使用するために、平成 21 年度に締結した賃貸借契約により建物のフロアを借り上げている。

当契約は、契約期間満了の 6 か月前までに賃貸借人双方の申出がない場合は引き続き 1 年間同一条件で契約が更新される自動更新条項を付記した長期継続契約であるとのことだが、契約締結の決裁文書において長期継続契約とする旨の意思決定がされておらず、さらに、予算の減額又は削除があった場合に契約の変更や解除ができる旨を規定した条件付解除条項が契約書に記載されていなかった。

(行政部 総務サービス課)

(5) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 受託業務の現金出納事務

市は、本庁舎に設置した公衆電話の通話料金の回収業務を電気通信事業者から受託しており、公衆電話を利用した者の通話料金を毎月電話機から回収し、公金外現金として専用口座で管理している。また、同事業者への毎月の通話料金の支払いは専用口座からの自動引き落としにより行われている。なお、毎月の通話料金は受託手数料と相殺の上請求されているため、受託手数料相当額は専用口座に残ることとなる。

このことについて、以下のものがあった。

(ア) 公金外現金の収支について、令和 5 年 12 月 18 日に現金出納簿兼収支整理簿の調査を行ったところ、11 月以降の収支の記載がなかった。

(イ) 受託手数料を年度ごとに歳入として受け入れることにより、年度の収支はゼロになるはずであるが、少なくとも文書の残っている平成 29 年度以降、根拠が不明瞭な残余金が繰り越されていた。

(以上 行政部 総務課)

イ 公金外現金の管理

堺市職員厚生会の事務で扱っている公金外現金について、令和 5 年 12 月 13 日に現金出納簿の調査を行ったところ、11 月以降の収入の記載がなかった。

(人事部 労務課)

4 その他

内部統制制度の評価対象について、以下のとおり意見を付す。

[内部統制制度における評価対象について（意見）]

内部統制制度の評価対象について、令和2年度以降、財務事務の全て及び財務事務以外の事務のうち「情報管理」のみとされてきたが、毎年度、堺市内部統制評価報告書の審査意見において、財務事務以外の事務についても、内部統制に不備があった場合の影響度は、財務事務における不備の場合と同様に重要であり、概ね全ての事務を対象として評価手続を実施すべきである旨を付記してきたところである。

とりわけ文書事務について、令和4年度と同審査意見において、文書事務の不備が散見されているにもかかわらず、内部統制制度の評価対象に含めていないことは、制度の基本方針の合理性や適正性が問われることにつながるので留意されたい旨を付記した。

この件への対応について内部統制制度を所管する総務局に確認したところ、評価対象の見直しについて具体的な進展は見られなかった。

今回の監査でも、貸付料の納期限の延長手続を口頭で行っていたものや、文書での督促を失念していたものなど、不適切な事務手続が散見された。これらは財務事務における収入の手続であるが、本来作成すべき文書を作成しておらず、基本的な文書事務の不備とすべきものである。このように文書事務は、財務事務の執行においても必ず包含されるものであり、文書事務を評価の対象外とすることには合理性があるとはいえない。

これまで同審査意見に付記してきた趣旨及び今回の監査結果を十分に踏まえ、内部統制制度において、文書事務を含めた全ての事務を対象とした評価手続の実施について具体的に検討されたい。

(行政部 行政経営課)